

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：東京消防庁】

機関名称	東京都住宅防火対策推進協議会
機関種別	専門家会議
設置根拠 法令等	東京消防庁防災安全に関する規程第31条
設置年月日	平成4年12月1日
機関の目的 ・所掌内容	(目的) 学識経験者、地域住民の代表者から広く意見を求め、関係行政機関、関係団体・業界等が連携を図り、住宅防火対策を総合的に推進するため (所掌内容) (1) 防火防災意識の高揚及び都民相互の協調に関すること。 (2) 火災からの人命の安全、特に要配慮者の安全確保に関すること。 (3) 住宅の総合的な防火性能の向上に関すること。 (4) 住宅用防災機器等の開発・普及に関すること。 (5) 放火火災の予防対策に関すること。 (6) その他住宅火災予防対策の推進上必要な事項に関すること。
委員数	R4.4.1時点未選任
会議公開	公開
会議 非公開理由	—
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	—
備考	委員の選定について、議事内容毎に選定するため、現在は未選任となる。
HPのURL	<a href="https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/kk/jyutakubouka/jyutakubouka15.html">https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/kk/jyutakubouka/jyutakubouka15.html</a>
問い合わせ先	東京消防庁防災部防災安全課 電話番号：03-3212-2111 FAX番号：03-3213-1478